

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第1区分  
 【発行日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【公開番号】特開2003-139751(P2003-139751A)  
 【公開日】平成15年5月14日(2003.5.14)  
 【出願番号】特願2001-374980(P2001-374980)  
 【国際特許分類第7版】

G 0 1 N 30/04

G 0 1 N 30/88

G 0 1 N 33/50

【F I】

G 0 1 N 30/04 P

G 0 1 N 30/88 J

G 0 1 N 33/50 F

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月26日(2004.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

分子量60～69kDaのヒト血清アルブミン(Iという)と、下記記載の(1)、(2)又は(3)に記載の何れか一のヒト血清アルブミン様物質(IIという)の存在比において、Iが80以上でありIIが20以下である標準物質または精度管理用物質；  
(1) 250kDa以上の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質、  
(2) 120～180kDaの分子量をもつヒト血清アルブミン様物質、  
(3) 60kDa以下の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質。

【請求項2】

分子量60～69kDaのヒト血清アルブミン(I)と、250kDa以上の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質および120～180kDaの分子量をもつヒト血清アルブミン様物質(IIIという)の存在比において、Iが80以上でありIIIが20以下である標準物質または精度管理用物質。

【請求項3】

分子量60～69kDaのヒト血清アルブミン(I)と、250kDa以上の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質、120～180kDaの分子量をもつヒト血清アルブミン様物質および60kDa以下の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質(IVという)の存在比において、Iが80以上でありIVが20以下ある標準物質または精度管理用物質。

【請求項4】

請求項1～3の何れか1に記載のIが90以上であり、II、IIIまたはIVが10以下である標準物質または精度管理用物質。

【請求項5】

請求項1～3の何れか1に記載のIが95以上であり、II、IIIまたはIVが5以下である標準物質または精度管理用物質。

【請求項6】

請求項1～5の何れか1に記載の標準物質または精度管理用物資を用いたアルブミン定

量方法または検査方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

すなわち本発明は、

1. 分子量60～69kDaのヒト血清アルブミン(Iという)と、下記記載の(1)、(2)又は(3)に記載の何れか一のヒト血清アルブミン様物質(IIという)の存在比において、Iが80以上でありIIが20以下である標準物質または精度管理用物質；  
(1) 250kDa以上の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質、  
(2) 120～180kDaの分子量をもつヒト血清アルブミン様物質、  
(3) 60kDa以下の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質。
2. 分子量60～69kDaのヒト血清アルブミン(I)と、250kDa以上の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質および120～180kDaの分子量をもつヒト血清アルブミン様物質(IIIという)の存在比において、Iが80以上でありIIIが20以下である標準物質または精度管理用物質。
3. 分子量60～69kDaのヒト血清アルブミン(I)と、250kDa以上の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質、120～180kDaの分子量をもつヒト血清アルブミン様物質および60kDa以下の分子量をもつヒト血清アルブミン様物質(IVという)の存在比において、Iが80以上でありIVが20以下ある標準物質または精度管理用物質。
4. 前項1～3の何れか1に記載のIが90以上であり、II、IIIまたはIVが10以下である標準物質または精度管理用物質。
5. 前項1～3の何れか1に記載のIが95以上であり、II、IIIまたはIVが5以下である標準物質または精度管理用物質。
6. 前項1～5の何れか1に記載の標準物質または精度管理用物資を用いたアルブミン定量方法または検査方法。